

■ 新庁舎建設後における既存庁舎の取扱いについて（参考資料）

1 これまでの主な検討内容

● 新庁舎建設基本構想（平成 27 年 3 月策定）

（未検討）

● 基本計画の策定に向けた検討（平成 27 年度以降の検討）

平成 27 年度における新庁舎建設後に伴う各庁舎の跡地利用の検討では、支所機能等のあり方と同様にさまざまな考察をしましたが、詳細な利用方法は、市有施設全体の今後の方向性を定める（仮称）公共施設等総合管理計画を検討する中で、整理を進めていくこととしました。

なお、新庁舎建設については、東京オリンピックなどの影響により、建築費等の高騰が伝えられていること、また、合併特例債の発行可能期間も平成 36 年度まで延長されたことも踏まえ、東京オリンピック以降に延期することが適当であると判断し、一時検討を中断しておりましたが、平成 29 年度から検討を再開しました。

図表 新庁舎建設後の既存庁舎の取扱いについて

	基本的な考え方 （平成 27 年度）	基本的な考え方※ （平成 29 年度）
本庁舎	本庁舎跡地を有効に活用するため、老朽化が著しい黒磯消防署を移転し、利用方法を整理するとともに、災害備蓄品及び行政文書を保管する書庫を設けるものとする。	建物（既存本庁舎）は、解体し、跡地は民間に売却することを基本とする。
西那須野庁舎	1 階フロアは、現在実施している市民サービスを集約し、継続して維持するものとする。なお、2 階以上のフロアは、狭あいや老朽化などの課題を抱えている西那須野図書館を移転し、西那須野庁舎を有効に活用するものとする。	地域の実情に応じて、必要な行政サービスを提供するスペースとして活用する。 建物の耐荷重などを踏まえ、西那須野図書館を移転し、図書サービスを提供するスペースとしても活用することを基本とする。
塩原庁舎	塩原庁舎のある塩原地区は、連続雨量が基準値を超えた場合、一般国道 400 号の一部が通行止めになることや市内においても災害発生が比較的多い地域であることの現状を鑑み、有事の対応を含め、現状を維持するものとする。	地域の実情に応じて、必要な行政サービスを提供するスペースとして活用する。 防災拠点としてのスペースとしても活用することを基本とする。

※ 平成 30 年 3 月 15 日 議員全員協議会で報告